

1. 商品名	けんしん懸賞金付定期預金 2024																												
2. ご利用いただける方	普通預金口座をお持ちの個人のお客さま (新規のお預入に限定させていただきます。)																												
3. お預入期間	1年																												
4. お預入金額	お一人さま、10万円以上1,000万円以内(1円単位)																												
5. お預入方式	(1)スーパー定期預金 (2)自動継続(元金継続のみ)のお取扱いに限りします。 (3)証書式のみ(通帳式およびATMでのお取扱いはできません。)																												
6. お利息	(1)適用金利:スーパー定期預金1年の店頭表示利率を適用させていただきます。 なお、自動継続後の適用金利は、その時点の店頭表示の利率が適用されます。 (2)利払方法:満期日に取扱店の振替指定口座へ入金いたします。 (3)計算方法:付利単位を1円とし、1年を365日として計算します。																												
7. お利息にかかる税金	(1)お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (2)マル優ご利用の場合はお利息に税金はかかりません。 (懸賞金には、マル優の適用はありません。)																												
8. 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます(ただし、懸賞金については課税対象となります。)																												
9. 中途解約時のお取扱い	この預金は満期日前に解約ができません。 当組合がやむを得ないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、以下の中途解約利率より計算した利息とともに払戻いたします。(小数点第4位以下切捨) (1)預入期間が6ヵ月未満の場合は、解約日現在の普通預金利率 (2)預入期間が6ヵ月以上の場合は、約定利率の40%																												
10. 募集期間	令和6年3月1日(金)~令和6年5月31日(金)																												
11. 懸賞金抽選権	(1)10万円を1口として1本の懸賞金抽選権(抽選番号)が付きます。 (2)その抽選番号は定期預金証書の表面記載のとおりとします。 (3)1本の懸賞金抽選権での懸賞金お支払限度額は10万円(税引前)です。 (4)特別賞の当選番号が1等賞以下の賞と重複当選した場合は、特別賞のみの当選といたします。 (5)懸賞金抽選権は、1年間(初回満期日まで)のみの取扱いです。 (6)定期預金を満期日までに中途解約された場合、懸賞金抽選権は失効いたします。																												
12. 手数料	なし																												
13. 懸賞金の内訳	懸賞金の内訳:1ユニット(10億円の場合)あたりの懸賞金および当選本数は、次のとおりです。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">懸賞金額</th> <th style="text-align: center;">本数</th> <th style="text-align: center;">懸賞金総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別賞(各組共通全桁)</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> <td style="text-align: center;">1本</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>1等賞(各組共通全桁)</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> <td style="text-align: center;">5本</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>2等賞(各組共通下3桁)</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">10本</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>3等賞(各組共通下2桁)</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">200本</td> <td style="text-align: right;">400,000円</td> </tr> <tr> <td>4等賞(各組共通下2桁)</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">400本</td> <td style="text-align: right;">400,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">616本</td> <td style="text-align: right;">1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	等級	懸賞金額	本数	懸賞金総額	特別賞(各組共通全桁)	100,000円	1本	100,000円	1等賞(各組共通全桁)	10,000円	5本	50,000円	2等賞(各組共通下3桁)	5,000円	10本	50,000円	3等賞(各組共通下2桁)	2,000円	200本	400,000円	4等賞(各組共通下2桁)	1,000円	400本	400,000円	合計		616本	1,000,000円
等級	懸賞金額	本数	懸賞金総額																										
特別賞(各組共通全桁)	100,000円	1本	100,000円																										
1等賞(各組共通全桁)	10,000円	5本	50,000円																										
2等賞(各組共通下3桁)	5,000円	10本	50,000円																										
3等賞(各組共通下2桁)	2,000円	200本	400,000円																										
4等賞(各組共通下2桁)	1,000円	400本	400,000円																										
合計		616本	1,000,000円																										
14. 抽選	(1)抽選予定日:令和7年6月2日(月) (2)抽選場所:兵庫県信用組合本部 (3)当選番号の発表:抽選日の翌営業日以後に店頭およびホームページに掲示します。 (4)個別に当選の通知はいたしません。																												

15. 懸賞金のお支払方法	<p>(1)抽選により当選した場合は、「懸賞金」を令和7年6月10日（火）に、取扱店の振替指定口座へ入金いたします。</p> <p>(2)懸賞金が入金できなかった場合においても通知はいたしません。</p> <p>(3)現金でのお支払いはいたしません。</p> <p>(4)「懸賞金」は課税されます。当選された場合、源泉分離課税（20.315%）の税金を差引いた金額をお支払いします。</p>
16. 懸賞金のお支払限度額	懸賞金のお支払額は、抽選権1本あたり10万円を限度とします。
17. 懸賞金の失効	<p>(1)お客さまの都合により懸賞金をお受取りいただけない場合、懸賞金をお支払いできません。</p> <p>(2)また、この場合、お客さまによるお受取り手続きが5年間ない場合、懸賞金は失効します。</p>
18. 苦情等処理措置 ・紛争解決処理	<p>相談・苦情等対応窓口 ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合の営業日に、お取引店の相談・苦情等対応窓口もしくは本部（業務部）にお申し出ください。</p> <p>【本部（業務部）のご連絡先】 受付日：月～金（祝日を除く） 時 間：9：00～17：00 電 話：0120-18-6522</p> <p>苦情等処理措置 苦情等のお申し出は当組合のほか「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受付けています。</p> <p>【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】 受付日：月～金（祝日および協会の休業日を除く） 時 間：9：00～17：00 電話：03-3567-2456 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当組合の営業日に、当組合の本部（業務部）またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>お客さまが直接、仲裁センター等へお申し出されることも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等では東京以外の地域の方々からのお申し立てについて、当事者のご希望をお聞きしたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。詳しくは東京弁護士会仲裁センター、当組合もしくはしんくみ相談所にお問合せください。</p>
19. その他の事項	<p>(1)預金保険制度の付保対象預金です。 当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息（懸賞金は除く。）が保護されます。</p> <p>(2)総合口座の担保とすることはできません。</p> <p>(3)この預金の初回自動継続後の適用金利は、その時点の店頭表示の利率が適用されます。</p> <p>(4)商品概要説明書に記載されていない事項については、「定期預金共通規定」、「（スーパー定期預金）自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」ならびに「預金共通規定」により取扱い致します。</p>